

一々の低劣なる労働條件即ち生産費の最低限度までの抑
下げがいかに輸送産業の進展を促進しつゝ、あるものは多く
の罪を導する必要はないと思ふのである。

レハるに日本の政府反使用者がこの惨害たる現実を目
も塞ぎ何等国内的にこれを改善せんとする、誠意と努力
を示さずして徒らに国家的感情論より海外に於ける日本
商品の不正競争攻撃論に對抗しこれに以て我国の力の海
外進歩も阻止せんとする政治的陰謀なりと速断し挙国一
致以つてこれに當るべしと高唱する事によつて当然自己
の贏すべき義務の履行—労働條件の改善—を故意に黙
殺し居る事は老獪卑怯なりと云はなくてはならぬ。

故に日本労働組合会議第四回執行委員会はこの問題に
ついて右の如き態度もとの事も決定し第十八回国際労働代表
一行に対してはこの趣旨も実現すべき有ゆる現定的方策を壽
府に於てとるべき事を指令せんとするものである。

日本使用者は従来国内的問題として労働條件の改善が論
議されるべきかとする事は海外に於ける我国の産業競
争も不利に陥れる結果となり我の産業の海外発展を阻止す
る自叙的行爲なりと論ずるも常とす然るに今や日本産業
は破竹の勢を以て海外に進歩し今日に於ては従来と全然反
対に他産業の脅威となりつゝ、ある現状にあるに鑑みこの際
我の労働條件を改善する事は国内的には産業国に於ける勞
働力の濫用をセーブし將來当然発生するものと考へらるゝ能
率低下も未然に防ぐと同時に労賃の和協的關係を促進し産
業平和を確立することに役立つものであり他方國際的には日本
商品の採取労働の生産物に於らるる事を事実の上に立証した
とて海外に於ける求難者の全部までなくとも少くとも各
種文化団体乃至労働団体を以て我の態度か不正我利な
らざる事も信せしむる事となるのである。

—5—
従つて我の政府当局反使用者側は労働側と共にこの方策
実現の爲め努力すべきであるしかしその具体的方法とし